

社援基発0725第1号
障企発0725第1号
老指発0725第1号
平成30年7月25日

都道府県介護保険等福祉担当部局長 殿
指定都市介護保険等福祉担当部局長 殿
中核市介護保険等福祉担当部局長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
(公 印 省 略)

介護職種に従事する技能実習生の技能実習計画等に係る情報提供について

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を目的とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)が平成28年11月28日に公布され、平成29年11月1日から施行されるとともに、同日に技能実習2号への移行対象職種として介護が追加されたところである。

技能実習法では、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)が監理団体及び実習実施者に対する実地検査を行い、技能実習計画違反など不適切な事案が認められた場合に指導を行うとともに、特に悪質な事案については、事案の内容に応じ、業務停止・改善命令、許可や認定の取消といった厳しい処分等を課すこととされている。

介護職種は対人サービスとして初めての職種追加となることから、今般、こうした不適切な事案や対象施設に係る必要な情報を、下記の通り、機構から厚生労働省を通じ、都道府県・指定都市・中核市に提供することとしたので、介護職種の技能実習の適切な実施のため、適切にご対応いただくようお願いしたい。

なお、本件については、技能実習法の事務を所掌する法務省入国管理局、厚生

労働省人材開発統括官付技能実習業務指導室（以下「業務指導室」という。）及び機構と協議済みであることを申し添える。

また、各都道府県介護保険等福祉担当部局においては、管内の各市区町村関係部局へ本通知及びその内容について徹底を図られるようお願いする。

記

1 提供する情報

業務指導室を通じて提供される以下の内容について、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（以下「福祉基盤課」という。）、社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室（以下「監査指導室」という。）及び老健局総務課介護保険指導室（以下「介護保険指導室」という。）から都道府県・指定都市・中核市の介護保険等福祉担当部局へ情報提供する。

- ①認定された介護職種の技能実習計画の必要な情報（別紙参照）
- ②機構の現地検査で技能実習法違反が認められた介護施設・障害者支援施設等に係る必要な情報

2 提供の時期

上記1の情報は、①については概ね3月に1回程度、②については可及的速やかに、業務指導室から福祉基盤課、監査指導室及び介護保険指導室へ提供する。都道府県については、情報提供を受けた介護施設・障害者支援施設等の指定権者が管内の市区町村であった場合には、速やかに当該市区町村に情報提供すること。

3 通報事案の処理

機構からの上記1による情報提供を受けた介護施設・障害者支援施設等については、必要に応じて、当該介護施設・障害者支援施設等に関連する法令に基づき実施される指導監督において当該情報を参考とすること。

・厚生労働省から都道府県・中核市・指定都市に提供することとしている「認定された介護職種の技能実習計画の必要な情報」(通知本文1.①)は基本的には以下のとおり。

- ① 実習実施者の氏名又は名称
- ② 実習実施者の住所
- ③ 優良実習実施者か否かの別
- ④ 技能実習を行わせる事業所の名称及び施設の種類
- ⑤ 技能実習を行わせる事業所の所在地
- ⑥ 技能実習を行わせる事業所で受け入れている技能実習生の数(第1号から第3号までの各人数)
- ⑦ 技能実習生の国籍
- ⑧ 技能実習の区分
- ⑨ 技能実習の期間及び時間数(入国後講習の時間数を含む)
- ⑩ 監理団体の許可の別
- ⑪ 監理団体の名称
- ⑫ 監理団体の住所
- ⑬ 送出機関の名称
- ⑭ 技能実習生の報酬(賃金、講習手当、その他)
- ⑮ 技能実習生の雇用契約期間
- ⑯ 技能実習生の所定労働時間(年間、週平均)